

平成21年7月2日

デジタル個別受信可否個別調査に関する業務委託先の公募

社団法人デジタル放送推進協会
総務省テレビ受信者支援センター

総務省テレビ受信者支援センターは、地上デジタル放送をさらに普及促進させていくことを目的に地域における個別・専門的な受信相談・説明等に対応するための拠点を全国に置き、テレビジョン放送を受信するすべての皆様が地上デジタル放送に適切に対応していくことを支援しています。

この度、国が「経済危機対策」に基づき公募中の「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」を実施する意向を表明するとともに、その事業のうち「デジタル個別受信可否個別調査」について業務委託先を当協会の責任の下に公募します。

業務委託先の選定は、提出された書類を、第三者による外部委員会に諮り、その結果に基づき行うこととします。

記

1. 公募の目的

地上デジタル放送に関わるデジタル個別受信可否個別調査について、全国を2ブロックに分けその規模での事業展開が可能な業務委託先を選定します。

2. 公募の内容

提示した仕様書を基に下記の書類と提出していただきます。

- ・会社概要、組織図
- ・直近の決算書、監査報告書
- ・事業実績書
- ・受託に関する意思の決定を証する書類
- ・実施体制（管理体制、全国体制、要員体制、機材体制、教育計画等わかるもの）
- ・業務計画（業務内容、業務設計等わかるもの）
- ・有資格者表（資格名、資格者名、配置場所）
- ・安全対策（事故の未然防止、事故発生時の対応、危機管理体制等わかるもの）
- ・見積書（単価表と見積りポイントにおける経費内訳及び経費合計金額、消費税込み（外税）記載、なお見積りポイント（調査点）は説明会で示す）

各施設の調査において、第2級陸上無線技術士（これと同等の資格を含む。）以上の資格者、並びに建造物障害予測業務実績及び受信障害対策共聴の維持管理業務の実績を有する第1級有線テレビジョン放送技術者を1名以上配置し、必要な指導を行うことができる体制を整えること。調査員には、地上アナログ放送から地上デジタル放送への受信移行に関して的確・適切に説明を行うことができるよう、事前教育を実施すること。

対象支援センターは51か所（全国）を2ブロックに分ける。

現在総務省が行っている「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業を行う団体の公募」で決定を受けた後に契約を締結する。

委託業者選定のための評価事項を添付書類に示す。

本事業実施期間は、契約締結日から平成22年3月31日（水）まで

3. 募集日程

説明会に参加した上で書類を提出してください。

説明会出席受付期間：平成21年7月2日（木）から7月8日（水）17時まで担当窓口宛必着

説明会日時：平成21年7月9日（木）11時00分から12時00分まで

説明会場所：社団法人デジタル放送推進協会

〒107-0061 東京都港区北青山1-2-3 青山ビル9F 第3会議室

質問受付：7月13日（月）15時締切 担当窓口宛Eメールにて受付ける

回答：7月15日（水）17時までにEメールにて回答する

書類提出締切：平成21年7月23日（木）15時（厳守）

4. 説明会への出席申込

出席者の所属、役職名、氏名、所属先の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）を記載して、窓口へ持参または、郵便、Eメールにて送付してください。

5. 担当窓口

社団法人デジタル放送推進協会

総務省テレビ受信者支援センター統括本部

〒107-0061 東京都港区北青山1-2-3 青山ビル13階

電話：03-6459-2785

FAX：03-5785-4088

水嶋 登 n.mizushima_000@tv-shien.jp

細矢貴茂 t.hosoya_000@tv-shien.jp

次のメーリングリストに送付いただくと担当者へメールが届きます。

keiyaku_000@tv-shien.jp

審査付競争見積（公募）注意書

- | | |
|-------------|---|
| 1. 購買依頼番号 | |
| 2. 件名 | デジタル個別受信可否個別調査 |
| 3. 数量 | 1式 |
| 4. 工期または納期 | 平成22年3月31日 |
| 5. 業務地域 | 全国の1/2ブロック（仕様書による） |
| 6. 仕様・図面 | 別紙による |
| 7. 支払 | 業務単位ごとに検査検収後、毎月支払い |
| 8. その他の契約条件 | 所定の契約書式による |
| 9. 仕様書・図面渡し | 日時 平成21年7月9日（木）までに
場所 社団法人デジタル放送推進協会ホームページに掲載 |
| 10. 仕様説明 | 日時 平成21年7月9日（木）11時00分
場所 社団法人デジタル放送推進協会 第3会議室
（東京都港区北青山1-2-3 青山ビル9階） |
| 11. 質疑 | 日時 平成21年7月13日（月）15時00分締切
場所 Eメールによる |
| 12. 応答 | 日時 平成21年7月15日（水）17時00分まで
場所 Eメールによる |
| 13. 見積書提出期限 | 日時 平成21年7月23日（木）15時00分
場所 総務省テレビ受信者支援センター統括本部
（東京都港区北青山1-2-3 青山ビル13階） |
| 14. 見積書 | 見積書には、内訳書、会社概要、直近の決算書、事業実績書、実施体制書等を添付し、2通提出する。
あて先は 社団法人 デジタル放送推進協会
総務省テレビ受信者支援センター統括本部 とする。 |
| 15. 注意事項 | (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
(2) 見積参加者は、見積参加により知り得た情報について、協会の事前の書面による承諾なくして第三者に開示できないものとする。
(3) 設計見積りの場合は、設計図書を添付すること。仕様内容により一部設計見積りとなる場合も同様とする。
(4) 見積書に記載する見積合計額は、消費税を含めたものとする。
(5) 添付する内訳書は消費税額を明示した詳細内訳書とする。
なお、必要と認める場合は、他の資料の添付を求めることがある。
(6) 見積書提出期限までに見積書を提出できない場合は、その事由を付して書面により申し出て、承認を得ること。
(7) 貸与を受けた仕様書・図面は、必ず廃棄処分すること。
(8) 本案件が、建設リサイクル法対象工事の場合は、法令に基づき適切に処理することとし、解体工事に要する費用および再資源化等に要する費用の内訳を内訳書に記載すること。
また受注者は、法令等による官公庁その他の手続きを行うこと。
(9) 情報公開規程により第三者から情報開示の求めがあった場合は、見積内容を公表する場合があります。非公開を希望する場合はその理由を書面で提出して下さい。また、非公開を希望した場合でも、公開することがあります。なお、これによる取引上の不利益はありません。 |
| 16. 備考 | 共同企業体（JV）を組む場合には、共同企業体合意書（共同企業体名、業務分担内容等を含む）を提出し、説明書類を添付して詳述すること。 |

[契約担当]

(担当) 統括本部 水嶋 登 mailto:n.mizushima_000@tv-shien.jp
細矢貴茂 t.hosoya_000@tv-shien.jp
(TEL) 03-6459-2785 (FAX) 03-5785-4088

平成 2 1 年度

【地上デジタル放送送受信環境整備事業】

デジタル個別受信可否個別調査仕様書

平成 21 年 7 月 2 日

(社) デジタル放送推進協会

デジタル個別受信可否個別調査仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、(社)デジタル放送推進協会「テレビ受信者支援センター」(以下「支援センター」という。)が、受信障害対策共聴施設設置地域における地上デジタル放送への受信移行を促進するためのデジタル放送個別受信可否個別調査について適用する。

2. 業務内容

- (1) このデジタル放送個別受信可否個別調査(以下「個別調査」)は、支援センターが提示する「調査対象施設一覧」、調査対象地域図をもとに、別途提示する「デジタル放送個別受信可否個別調査実施要領」(以下「実施要領」)に従い、受信障害対策共聴施設設置地域における地上デジタル放送の個別受信の可否調査および既に個別受信をしている世帯の有無についての目視調査を実施するものとする。
- (2) 調査項目は次の通り
 - 電界強度(端子電圧測定値から換算)
 - ビット誤り率
 - 画質評価
 - 調査地点、電波到来方向の写真撮影
 - 調査地点の緯度・経度
- (3) 個別調査の実施にあたっては、道路交通法を遵守し、道路占有許可手続等必要な手続きを行い、安全対策を講じること。
- (4) 個別調査結果は、別途提示する実施要領の様式に従い報告する。
- (5) 支援センターから要請があった場合には、調査対象施設管理者への説明をおこなうこと

3. 業務期間

請負契約締結日から平成22年3月31日までとする。

4. 業務地域と調査対象施設数

業務地域と調査対象施設数は表1のとおりとする。

なお、1施設あたりの調査ポイントは平均5ポイントとする。

表1 業務地域別調査対象施設数

業務地域	調査対象施設数		
	当初発注*1	順次発注*2	合計
東日本	約2,750	約1,600	約4,350
西日本	約2,250	約1,250	約3,500

東日本：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

西日本：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- *1 当初発注は、契約締結後直ちに発注するものをいう。
- *2 順次発注は、当初発注とは別に調査が必要となった都度 1 施設ごとに発注するものをいう
- ※ 上記施設数はあくまでも現時点での見込みであり、個別調査の件数を保証するものではない。

5. 使用機材

第 2 項の業務内容を実施するために必要な車両、通信機材等は業務受託者で用意し、これにかかわる費用は、業務受託者で負担する。

6. 発注

発注については、支援センター統括本部が調査対象施設一覧などを提示した日を発注日とする。

7. 納入・検査

- (1) 業務受託者は、受注後、すみやかに調査実施スケジュールを作成し、納期について、支援センターの承認を受ける。
- (2) 調査完了後速やかに支援センターへ調査結果を提出のうえ調査結果の検査を受けることとする。
- (3) 報告書は各 2 部作成すること。また、電子ファイルを CD-ROM に記録したのもも納品すること。
- (4) 検査の合格をもって、業務が完了したものとする。
- (5) 調査結果は、支援センターへの持参や「簡易書留」、「特定記録」または同等のサービスを利用し、送付における紛失防止を図ること。

8. 納期

当初発注分の納期は、平成 21 年 12 月末とする。

順次発注分の納期は、発注日から 2 か月後または平成 22 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

9. 遵守事項

調査業務の実施にあたっては、別途提示する実施要領の遵守事項に従うこととする。

10. 成果物の帰属

本業務で得られた成果物および中間成果物の権利は支援センターに帰属する。

11. 守秘義務

業務受託者は、業務の実施過程で知り得た情報や支援センターから提供された情報を第三者に漏らしてはならない。

12. その他

本仕様書に記載していない事項については、支援センターと業務受託者とで別途協議し決定する。

デジタル個別受信可否個別調査委託業者選定のための評価事項

総務省テレビ受信者支援センター統括本部

番号	評価項目			
1	調査体制	調査業者の確保		
		全体統括		
	調査業務	調査計画の設計		
		調査地域の実態確認		
		受信可否調査への対応		
		調査結果の検討		
		苦情対応		
		委託業務実施体制	業務実施体制	
	要員			
	管理業務			
見積書	見積内容			
	見積書表紙			
2	経験	過去の類似業務の実績、経験等記載書類		
3	安全対策の実施			
4	監査への協力			
5	定款及び登記簿の謄本			
6	受託に関する意思の決定を証する書類			
7	役員の名氏及び経歴を記した書類			
8	事業報告書、貸借対照表、収支決算書等			
9	現在の組織及び運営に関する事項を記載した書類			
10	現に行っている業務の概要を記載した書類			
11	その他参考となる事項を記載した書類			